

古賀市空家等対策計画 改定の概要

改定の主旨

1. 令和3年6月に空家等特措法基本指針^{※1}及び特定空家等ガイドライン^{※2}が改正されたことに伴い改定を行う。
 - ※1 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、空家特措法という。）第5条第1項に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」
 - ※2 同法第14条第14項に基づく「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針」
2. 平成27年度実施した空家等実態調査後の空家等の状況を把握するため、令和2年度空家等の抽出調査を行い、その結果を基に課題の整理や対策の見直しを行う。

改定のポイント

1. 空家特措法の改正に伴うもの
 - (1) 空家特措法基本指針
 - 特定空家等の対象には「将来著しく保安上危険又は著しく有害な状態になることが予見される」空家等も含まれる旨が記載。
 - 所有者等の所在を特定できない場合等において、民法上の財産管理制度を活用するために、市町村長が不在者財産管理人又は相続財産管理人の選定の申立てを行うことが考えられる旨が記載。
 - (2) 特定空家等ガイドライン
 - 空家等の所有者等の特定に係る調査手法及び所有者等を特定できない場合の措置を記載。
2. 課題整理や対策の見直しに係るもの
 - (1) 空家等の状況
 - 総務省統計局住宅・土地統計調査結果を更新し、高齢者単身世帯数を追加。
 - 空家等抽出調査結果を追加し、空家等実態調査後の状況を整理。
 - 空家等に関する相談実績を追加。
 - (2) 課題の整理
 - 空家等の実態調査に関する課題を追加。
 - 空家等所有者等の意識に関する課題に空家等予備軍となる高齢者世帯に関する記述を追加。
 - 良好な空家等に関する課題に市街化調整区域の空家等に関する記述を追加。
 - (3) 対策の見直し
 - 対策の目標と基本方針を基本方針に一本化。
 - 空家等の調査方法を新たに設定。
 - 空家等対策の実施体制の見直し。空家等対策連絡会議を廃し、都市整備課において総合的に取り組むこととし、各関係部署との役割を明確化。
 - 令和元年度の県特定空家等判断基準の改正内容について、市判定基準も擁壁等の工作物及び立木に関する文言を追加。